

<参考3> 吉見町介護予防日常生活支援総合事業サービスコード一覧（訪問型サービス/緩和型）

種類コード	項目コード	サービス名称	単位数	算定単位	給付割合	1単位	算定概要・要件
A 3	1001	訪問型サービスA（Ⅰ） 30分未満（9割）	125	回	90%	10円	指定事業所による専門的技術等のサービスが適すると認められた方に生活に必要な家事援助を行う。 ■対象者 …要支援1・2、事業対象者 ■算定要件…1回30分未満、週2回まで
A 3	1002	訪問型サービスA（Ⅱ） 60分以内（9割）	250	回	90%	10円	指定事業所による専門的技術等のサービスが適すると認められた方に生活に必要な家事援助を行う。 ■対象者 …要支援1・2、事業対象者 ■算定要件…1回30分以上60分以内、週2回まで
A 3	1003	訪問型サービスA（Ⅲ） 週2回超・30分未満（9割）	132	回	90%	10円	指定事業所による専門的技術等のサービスが適すると認められた方に生活に必要な家事援助を行う。 ■対象者 …要支援2、事業対象者 ■算定要件…1回30分未満、週2回を超える程度
A 3	1004	訪問型サービスA（Ⅳ） 週2回超・60分以内（9割）	264	回	90%	10円	指定事業所による専門的技術等のサービスが適すると認められた方に生活に必要な家事援助を行う。 ■対象者 …要支援2、事業対象者 ■算定要件…1回30分以上60分以内、週2回を超える程度
A 3	1025	身体介護加算（9割）	27	回	90%	10円	「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成12年3月17日老計第10号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）」に掲げる身体介護に該当するサービス行為を行った場合に加算する。
A 3	1005	初回加算（9割）	200	月	90%	10円	新規に訪問型サービスを作成した利用者に対して、サービス提供責任者が、初回もしくは初回の訪問型サービスを行なった日の属する月に、指定訪問型サービスを行なった場合に算定する。
A 3	1006	生活機能向上連携加算（Ⅰ）（9割）	100	月	90%	10円	指定の事業所に所属する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士又は医師（以下、「理学療法士等」と言う。）が、訪問せずに利用者の状況を適切に把握（ICTを活用した動画やテレビ電話等）したうえで訪問事業責任者に助言を行い、訪問事業責任者が助言に基づいた訪問型サービス計画を作成しその計画に基づく訪問型サービスを行った場合に算定する。 初回の訪問型サービスが行われた日の属する月に加算する。
A 3	1019	生活機能向上連携加算（Ⅱ）（9割）	200	月	90%	10円	指定の事業所に所属する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士又は医師（以下、「理学療法士等」と言う。）が介護予防訪問リハビリテーション等を行った際にサービス提供責任者が同行し、利用者の身体状況等の評価を共同で行い、生活機能向上のための訪問型サービス計画を作成した場合であって、当該理学療法士等と連携しその計画に基づく訪問型サービスを行った場合に算定する。 初回の訪問型サービスの行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位を加算する。
A 3	1022	生活機能向上連携加算（Ⅲ）（9割）	200	月	90%	10円	町が派遣する理学療法士等が直接訪問する際に訪問事業責任者が同行し、当該理学療法士等と利用者の身体状況等の評価を共同で行い、生活機能向上のための訪問型サービス計画を作成した場合であって、当該理学療法士等と連携し、その計画に基づく訪問型サービスを行った場合に算定する。初回の訪問型サービス（緩和型）の行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位を加算する。加算を算定する期間中は、利用者及び当該理学療法士等に目標の達成度合いを報告する。

<参考3> 吉見町介護予防日常生活支援総合事業サービスコード一覧（訪問型サービス/緩和型）

種類 コード	項目 コード	サービス名称	単位数	算定 単位	給付割合	1単位	算定概要・要件
A 3	1007	訪問型サービスA（Ⅰ） 30分未満（8割）	125	回	80%	10円	自己負担2割の高所得者に適用
A 3	1008	訪問型サービスA（Ⅱ） 60分以内（8割）	250	回	80%	10円	自己負担2割の高所得者に適用
A 3	1009	訪問型サービスA（Ⅲ） 週2回超・30分未満（8割）	132	回	80%	10円	自己負担2割の高所得者に適用
A 3	1010	訪問型サービスA（Ⅳ） 週2回超・60分以内（8割）	264	回	80%	10円	自己負担2割の高所得者に適用
A 3	1026	身体介護加算（8割）	27	回	80%	10円	自己負担2割の高所得者に適用
A 3	1011	初回加算（8割）	200	月	80%	10円	自己負担2割の高所得者に適用
A 3	1012	生活機能向上連携加算（Ⅰ）（8割）	100	月	80%	10円	自己負担2割の高所得者に適用
A 3	1020	生活機能向上連携加算（Ⅱ）（8割）	200	月	80%	10円	自己負担2割の高所得者に適用
A 3	1023	生活機能向上連携加算（Ⅲ）（8割）	200	月	80%	10円	自己負担2割の高所得者に適用
A 3	1013	訪問型サービスA（Ⅰ） 30分未満（7割）	125	回	70%	10円	自己負担3割の高所得者に適用
A 3	1014	訪問型サービスA（Ⅱ） 60分以内（7割）	250	回	70%	10円	自己負担3割の高所得者に適用
A 3	1015	訪問型サービスA（Ⅲ） 週2回超・30分未満（7割）	132	回	70%	10円	自己負担3割の高所得者に適用
A 3	1016	訪問型サービスA（Ⅳ） 週2回超・60分以内（7割）	264	回	70%	10円	自己負担3割の高所得者に適用
A 3	1027	身体介護加算（7割）	27	回	70%	10円	自己負担3割の高所得者に適用
A 3	1017	初回加算（7割）	200	月	70%	10円	自己負担3割の高所得者に適用
A 3	1018	生活機能向上連携加算（Ⅰ）（7割）	100	月	70%	10円	自己負担3割の高所得者に適用
A 3	1021	生活機能向上連携加算（Ⅱ）（7割）	200	月	70%	10円	自己負担3割の高所得者に適用
A 3	1024	生活機能向上連携加算（Ⅲ）（7割）	200	月	70%	10円	自己負担3割の高所得者に適用